

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成28年度第7回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について</p> <p>審議依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防接種・登録事務の事務変更届（環境保全課） <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票、給与支払報告書及び支払調書の作成並びにその関係事務の事務開始届（人事課） <p>2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて</p> <p>(1) 個人情報を取り扱う事務の届出制度について</p> <p>見直しに係る個人情報取扱事務の報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車による事故の損害賠償事務の事務変更届（管財課） ・借地契約事務の事務変更届（管財課） ・貸付地契約事務の事務変更届（管財課） ・市史編さん委員会委員等委嘱事務の事務変更届（市史編さん担当） ・市史編さん事業に係る古文書等調査及びその他市史編さん事務の事務変更届（市史編さん担当） ・民俗基礎調査業務の事務変更届（市史編さん担当） <p>(2) 「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について</p>
日 時	平成28年12月27日（火）午前9時から午前11時45分まで
場 所	市役所5階 511・512会議室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、松本 純子、飯野 きみ子
事 務 局	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、川島 信良（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課長補佐兼文書法規係長）、日下部 安孝（総務課主査）、長濱 俊雄（環境保全課環境保全係長）、佐賀 忠（総務部次長兼人事課長）、小嶋 亮（人事課給与厚生係長）、田路 欣順（管財課長）、山中 巖（管財課管財係長）、宮崎 等（総務課市史編さん担当副主幹）</p> <p>事務局 川島 信良（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課長補佐兼文書法規係長）、日下部 安孝（総務課主査）</p>
傍 聴 者	5名
議 事	

平成28年度第7回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

1 個人情報取扱事務について（公開）

審議依頼事項

・狂犬病予防接種・登録事務の事務変更届（環境保全課）

狂犬病予防接種・登録事務の変更をするに当たり、審議依頼書が提出されたので、担当者から概要の説明を受けた。

秦野委員 これは単なる予防接種の連絡ではなく、飼い主の責任について強く伝えるということか。

長濱係長 そのとおりです。

日下部主査 補足ですが、これまでも狂犬病予防法に基づいた事務であるため、事務の目的をはがきの作成からその旨に変更することで分かりやすくしたものです。

飯野委員 宛先不明の郵便はどれくらいあったのか。

長濱係長 約270通です。

飯野委員 全体ではどの程度か。

長濱係長 3月の実績では10,500通です。

遠藤委員 未接種の人への督促通知は何通くらいか。

長濱係長 3,800通くらいです。

遠藤委員 抑留は何件程度か。

長濱係長 概略で月10件程度、年間で100件程度です。

遠藤委員 事務開始届出書の備考にある保存期間の「その他（犬の登録期間）」とはどういった趣旨か。

長濱係長 申請書を基に登録管理システムに登録しており、それに登録している間はデータが残るということです。

遠藤委員 登録してから死亡、譲渡等の届出があるまでということか。

長濱係長 そのとおりです。

遠藤委員 期間が定められているわけではないということか。

長濱係長 そのとおりです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、狂犬病予防接種・登録事務について承認することよろしいか。

（異議無し。）

報告事項

・源泉徴収票、給与支払報告書及び支払調書の作成並びにその関係事務の事務開始届（人事課）

源泉徴収票、給与支払報告書及び支払調書の作成並びにその関係事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 今まではどこの部署が扱っていたのか。

佐賀次長 今までは各担当課が取りまとめたものを税務署等へ情報提供するだけでした。今回はマイナンバーを付けなくてはならないため、源泉徴収票にマイナンバーをセットすること及び名寄せ作業をして税務署に送ることが必要となります。

松本委員 マイナンバーの徴収を拒否する人はいないのか。

佐賀次長 現在のところそういった話は聞いていません。

松本委員 コピーをもらうのではなく、その場で現物を確認するということか。

小嶋係長 実際には番号を付した用紙を提出していただき、カードを持っている方はその場で確認し、通知カードのみ所持している方は身分証明書も併せて確認を取っています。コピーを預かることはしておりません。

松本委員 時期は決めているのか。

小嶋係長 随時確認しております。

秦野委員 各市で方法は異なるのか。

小嶋係長 他市でコピーを預かるケースも伺っておりますが、原則その場で確認することを国の方から指導されました。

佐賀次長 今回のコピーにつきましては、審議員の委員、報酬等を支払う個人事業主、不動産の地代を払う方についてはこのように扱っております。職員については、大量に件数を扱うということから、コピーを事前に提出させており、処理が終わった時点で適切に処分しています。

秦野委員 保存期間の7年の根拠は何か。

佐賀次長 所得税法によるものです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、源泉徴収票、給与支払報告書及び支払調書の作成並びにその関係事務の事務について承認することによろしいか。
(異議無し。)

2 個人情報保護制度の運用の見直しについて

(1) 個人情報を取り扱う事務の届出制度について

個人情報を取り扱う事務の届出制度についての審議の進め方、変更届が提出された届出書については、承認をいただき、変更することなどについて、事務局から説明を受けた。

・公用車による事故の損害賠償事務の事務変更届(管財課)

公用車による事故の損害賠償事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 請求する方と請求される方の実績として年間何件あるか。

山中係長 事故の件数ですが、平成27年度は全体で20件ありました。内訳は、具体的な資料が手元にはございませんが、7割程度が、過失があるという事故となり、残りが100%相手の過失となる事故となります。本年度、

今日現在で17件の事故が発生しておりまして、13件ほど過失が発生しているものです。こちらに過失がない場合でも、相手方の情報は収集して保険会社に連絡している状況です。

遠藤委員 基本的事項の識別番号等にはマイナンバーは入っていないか。

山中係長 入っておりません。

遠藤委員 経済状況で収入を聞くのは休業補償のためとのことだが、これは支払う場合だけ伺うのか。

山中係長 そのとおりです。相手方が仕事に行けなくなった場合のみ収集いたします。

遠藤委員 請求する場合と支払う場合で項目を分けて考える必要があるのではないか。

日下部主査 今現在の届出書では、対象者が複数いる場合、対象者の種類ごとに収集する個人情報が異なっても、届出書を見ただけでは全てを収集するように見えてしまう可能性があります。こちらについても、今後の見直しで検討していきたいです。

今村副市長 対象者が複数の場合には、今の届出書では、誰がどの項目を収集されるのか分からなくなっています。識別番号自体も何の番号かは分かりません。チェック方式であると難しいため、課題として捉えています。様式を整理して見直す必要があります。

日下部主査 課題として挙げました届出担当課等の名称の変更について申し上げます。損害賠償の事務はもともと総務課で行っていましたが、数年前から管財課に所管が変わっております。その時点では事務に変更がないため、担当課の名称が変わっただけという認識であり、現行の届出書では変更の届出が行われておりませんでした。所掌する組織の名称は、条例の第6条第1項第2号に届出事項に記載されているため、個人情報の取扱いが変わらなくても名称が変わっただけの場合の届出を出すような工夫を検討する必要があることを課題として認識しています。また、届出書の対象者の範囲ですが、今回のケースでは加害者と被害者以外にその他の関係者として記載しております。これは、立会人や警察官などを想定しておりますが、このように事務を行う上で通常必要と考えられるものについては細かく列挙するのではなく、ある程度まとまった表現にしていきたいと考えています。これは個人情報の記録項目の「その他の損害賠償事務に必要な情報」、例えば被害者のけがの状態も収集しますので、そういった通常想定できるものはまとめて記述できるようにしていくことを課題として考えています。

遠藤委員 今回の届出書を了解するかどうかはここで決着させて、課題については管財課担当者には関係のない話となるので、それで終わりにさせた方が良いと思う。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、公用車による事故の損害賠償事務について承認することでよろしいか。

(異議無し。)

須賀会長 それでは、公用車による事故の損害賠償事務の課題に関する意見交換を行う。

遠藤委員 総務部人事課の届出では「識別番号」としてマイナンバーを想定していたが、管財課では運転免許証を示している。同じ「識別番号」という言葉で、何を指しているかわかるのは良くないのではないかと。特定すべきではないか。

今村副市長 全ての項目について詳細に項目分けするのは難しく、また例外的な情報もどのように整理するかという問題もありますが、マイナンバーは重要な情報であるため特定する必要があると認識しています。

秦野委員 対象者の範囲で、通常想定されるものはまとめて表現したいとのことだが、具体的にはどういうことか。

日下部主査 例えば、今回のケースの立会人や警察官のように、その事務であれば、当然関係するであろうと一般的に想定できるものであれば、その他の事務の関係者にまとめて記載しても問題がないという趣旨です。

遠藤委員 提案のような話になるが、現在運送会社はほとんどドライブレコーダーを登載し、それにより事故の状況が分かるが、市役所では考えていないのか。

川島部長 29年度に、一部の車に搭載して検証するため予算要求をしているところです。効果が有れば徐々に増やしていきたいと考えています。

遠藤委員 検討課題の だが、届出の際にAという組織で、その後Bという名称に変わったという場合、もう1回届け出る必要があるといった問題なのか。

日下部主査 そういった場合もありますし、今回のように総務課から管財課に代わるケース、一つの課から複数の課に分かれた場合等の想定があります。

遠藤委員 組織や担当課の変更は公表されるのか。

日下部主査 組織の変更であれば条例で分かり、担当課の変更は規則を見れば分かります。

遠藤委員 市民の方がそこまで見なくては分からないというのは、簡単ではない話ではないか。

今村副市長 組織の変更は今後も行われますが、紙ベースでの変更届では手間もかかり提出漏れも起こること危惧しています。今現在、届出書自体は紙ベースですが、ファイルで検索するときには今の課名で分かるようには工夫されています。

・借地契約事務の事務変更届(管財課)

借地契約事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 事務の名称を「借地等契約事務」に変更するということが、等が建物を指すのであれば「借地借家契約事務」とした方が良いのではないかと。法律も借地借家法である。

田路課長 そのとおりに修正させていただきます。

飯野委員 借地借家の件数はどれくらいか。

田路課長 契約件数では、313件ございます。現時点では建物はありませんが、今後想定されるため今回見直しをしております。

松本委員 個人情報の記録項目で経済状況の財産にチェックがあるが、これは所有者の固定資産ということか。

山中係長 土地の登記簿謄本となります。土地の所有者の住所と名前を確認するために取り寄せています。

日下部主査 個人情報の収集先について、本人以外ということで「他の官公庁」根拠法令は不動産登記法ということで追加をお願いします。

遠藤委員 それは公開情報だが、載せる必要があるのか。誰でも入手できる情報を取得することは、何ら制限はないのではないかと。

日下部主査 分かりました、今回の追加は取りやめます。今後、公開されている個人情報の取扱いについては課題としたいと思います。

今村副市長 実際の情報の収集先が財産の登記情報であって、届出書に収集先が本人とだけ書いてあると、本人からは実際には収集しないためおかしいこととなります。公開されている情報の収集を届出書に記載する必要があるのか、個人情報の保護の観点からの検討が必要であると考えています。

遠藤委員 本人には所有の確認をすることは、経済状況の財産を収集することに当たるが、登記簿を取り寄せることは単なる確認作業ではないかと。

田路課長 実務としてどなたの土地か何うこともございますので、財産にはチェックを入れたいと思います。

松本委員 登記所から自由にとれるのであれば、本人から聞かなくても分かるのでチェックは必要ないのではないかと。

秦野委員 私はチェックが付いたままでよいと思う。

須賀会長 本人から情報を収集することがあるからということか。

今村副市長 借地について、あなたが所有者かと確認することは、相続が起きた場合に例外的にあることです。家屋については、未登記の場合は確認するという必要があります。登記以外で確認する場面が出てくると思います。

松本委員 それならチェック有りが良いと思います。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、事務の名称だけ変更し、借地借家契約事務について承認することによろしいかと。

(異議無し。)

・貸付地契約事務の事務変更届（管財課）

貸付地契約事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

田路課長 名称について、お貸しする建物もありますので、「貸地貸家契約事務」と改めたいと思います。

遠藤委員 土地と建物以外に物や機械を貸したりすることはあるか。

今村副市長 法人はあります。給食センターや野田業務センターなどに調理器具を貸し付けています。

須賀会長 法人であれば除外されて然るべきだから、「等」は外れても問題ないと思われる。

今村副市長 借地借家契約事務の話に戻りますが、お金のやり取りがあります。口座番号等を確認しております。

日下部主査 先ほどの借地借家契約事務の個人情報の記録項目 に口座情報を加えさせていただきます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、事務の名称を変更し、借地借家契約事務について承認することによろしいか。

（異議無し。）

須賀会長 それでは、借地等契約事務及び貸付地契約事務の課題に関する意見交換を行う。

借地等契約事務及び貸付地契約事務について事務局から課題の説明を受けた。

遠藤委員 だが、届出をするときに、問合せ先について、一つには市民から見て担当課が分かりやすくする意味があると思う。複数の課が絡むのであれば、同時に申請するのが良いと思う。こういった例は、ほかにもあるのか。

松本委員 事務の目的を達成するために複数の課が関与する場合があると書いてあるが、ほかにもあるように見える。

今村副市長 私の知る限り事務自体ではありません。協力することはあります。全部見直しを行う際には、その辺りの流れも確認していきたいと思います。

須賀会長 介護関係にはないのか。

今村副市長 ホームヘルパーは介護保険課と高齢者支援課が関わりますが、事務としては独立しています。

須賀会長 そうなると、将来的な検討課題としては、複数の課が事務に関与するのであれば、複数の課に届出をしてもらうことになるか。

日下部主査 検討いたします。

遠藤委員 隣接所有者に関する情報を収集するというのは、貸付地だけではなく市が所有している土地、使用している土地全般にかかわるのではないか。

今村副市長 最初から分かっている場合などもあるため、行う場合と行わない場合があります。そのため、そこまで記載する必要はないと考えられます。

遠藤委員 土地の境界を確定する必要が生じ、隣接所有者の情報を収集したいと

いうとき、届出書に書かれていないということは、新たに届出を出すのか。

今村副市長　今後検討いたします。

須賀会長　収集先として一般的に入れておくのがいいのか、個別に届け出る形がいいのか。

今村副市長　貸す時に境界を確定していない所はあまり貸しませんので、あくまで可能性の話としてお出ししました。今の段階では個別に届け出ることにいたします。

須賀会長　課題として検討してもらおう。

・市史編さん委員会委員等委嘱事務の事務変更届（市史編さん担当）

市史編さん委員会委員等委嘱事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員　委員会の委員は何名を想定されているか、そのうち学生は何名くらいか。

宮崎副主幹　委員会の委員は13名、専門委員は10名以内であって現在9名で、調査協力員は現在約20名程度であり、そのうち学生は数名です。

須賀会長　ほかに意見等あるか。なければ、市史編さん委員会委員等委嘱事務について承認することでよろしいか。

（異議無し。）

・市史編さん事業に係る古文書等調査及びその他市史編さん事務の事務変更届（市史編さん担当）

市史編さん事業に係る古文書等調査及びその他市史編さん事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員　記録項目で基本的事項の生年月日について、故人の情報を収集すると話していたが、生きている方の生年月日は収集しないのか。

宮崎副主幹　古文書等では、生きている方からはございません。民族調査では何うことはあります。

遠藤委員　課題では、死者の個人情報の取扱いが提出されているが、死者の個人情報対象とならないとなった場合は、記録項目の基本的事項の生年月日は必要ないということとなるか

今村副市長　そういうことになります。

須賀会長　ほかに意見等あるか。なければ、市史編さん事業に係る古文書等調査及びその他市史編さん事務について承認することでよろしいか。

（異議無し。）

・民俗基礎調査業務事務の事務変更届（市史編さん担当）

民俗基礎調査業務事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

秦野委員　民族の調査だと文章になっているものが少なく、人から聞くしかないものが多いのか。

宮崎副主幹 基本的には、文献に残らない言い伝えや民間伝承を伺います。

秦野委員 どういった仕事をし、どういった地域で役をしていたのか聞くのか。

または遡って家系を聞くのか。

宮崎副主幹 例えばその家の生業として何代前からやっていたかということを知ることでもあります。ですから、文献によらず伝えられているものについては聞き取りで行います。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、民俗基礎調査業務事務について承認することによろしいか。

(異議無し。)

市史編さん委員会委員等委嘱事務について事務局から課題の説明を受けた。

続けて市史編さん事業に係る古文書等調査及びその他市史編さん事務及び民俗基礎調査業務事務について事務局から課題の説明を受けた。

遠藤委員 市史編さん委員会委員等委嘱事務について、全ての実施機関の事務である審議会委員等委嘱事務と異なる項目は何か。

日下部主査 現在資料が手元にないため正確ではありませんが、全ての実施機関の審議会等運営事務では学業に印がなかったのですが、この審議会では印がついています。

遠藤委員 審議会の委員で学生になることはあるか。

今村副市長 あります。

遠藤委員 そうであれば一般的な届出書に学業が入っていないといけないのではないか。

今村副市長 一般的な審議会等運営事務の届出書と個別に出ているものとどう違うかということについては、現在は課題として出している状況なので詳細までは調べていません。

遠藤委員 「学業・学歴」についての中で、「学歴」には二重線を引いているが、分かりづらく、「学歴」も収集するように見えるため、とあるが、私にはそう見えない。学歴は通ってきた学校の経歴だが、学業の言葉の定義がよく分からない。

日下部主査 最近の届出書では、収集しない部分を二重線で引いていますが、古いものではチェックのみのものもあります。学業・学歴にチェックしただけではどちらの項目を収集するのか分からないというのが主なところでは。

須賀会長 学業という言葉の意味はどう考えればいいのか。

日下部主査 この事務では、どこの大学に在籍しているかなどです。

秦野委員 研究や勉強のテーマ、何の勉強をしているのかと思えるのでは。

須賀会長 学業という言葉が良いかどうか検討課題とする。

遠藤委員 次の電子計算機処理についてだが、計算という言葉が入っているからワードは計算ではなく、エクセルでも計算機能を使わなければこれに当たらない

いのではないかということか。

日下部主査 エクセルも現在では家庭で使うことも多いです。市史編さんでは、公有財産管理システムのように、システム管理で処理をするわけでもなく、名簿の作成のために使っているとのこと。ワードでも処理できるような内容ですから、何でも電子計算機処理として扱ってよいのかということを検討していきたいと思っています。

遠藤委員 私は電子計算機処理という言葉はコンピュータ処理という意味で理解していた。ワードを使っても、エクセルを使ってもコンピュータ処理である。そういう理解とは違うということか。もっと言えば、電子計算機という言葉はどういう英語を訳したものなのかということになる。

今村副市長 私の理解としては、元々電子計算機処理は、大量の情報を処理するので、より慎重な取扱いを要するものという認識です。あとは、セキュリティの問題。だから、電子計算機処理は大量のデータを取り扱うので、特別に、という意味ではないかと思います。現在は、エクセルは電子計算機処理に入ると扱っているわけですが、ワードについては入らないという取扱いにしています。

遠藤委員 そうなると私の認識していたコンピュータ処理とは違う。

今村副市長 はい。この辺についても線引きも難しいので、確認していきたいということで課題として挙げています。セキュリティの面で言えば、年金の漏えいもありますので、業務の処理を行うものとしては、外部につながっていないので、漏れることがない運用となっております。

遠藤委員 死者の個人情報について、私自身の認識では保護の対象ではないと理解をしていました。こういった課題が出るということは、事務局は別の見解を持っているのではないかと感じた。総務省がインターネットで公開している故人の情報の取扱いについての情報を皆さんに配布した。読み上げると、「生存する個人の情報でないことから、一般的には、個人情報に当たりません。」とここまでは私の認識と同じとなる。「しかし、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする情報として、個人情報に当たることとなります。」これは一般論として言っている。例は、「例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど、遺族を識別することができる場合には、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもあります。」だから個人情報の保護の対象であると総務省は説明している。問題提起をした事務局はどういう見解か。

日下部主査 個人情報の保護に関する法律と行政機関の保有する個人情報保護に関する法律とあり、行政機関の方を読み上げますと「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、

生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう」と、生存するということが明記されております。一方、野田市個人情報保護条例の定義では「個人に関する情報であつて」とあり、生存するという定義が条例上明記されていないところから整理しておいた方がいいと思いました。市史編さんの届出書ですと、個人情報の記録項目の古文書等に記載された市史編さんに係る個人情報という記載がありますが、これは既に亡くなった方の個人情報を扱うから書いたということがありますので、そういったことから死者の個人情報について載せる必要があるか整理する必要があると考えて載せたものです。

須賀会長 これを見ると、国の方針としては死者の情報は個人情報に当たらないということになる。これが野田市になると生存が明記されていないからということか。

日下部主査 そのとおりです。

須賀会長 ただし、国の方でも死者と現在生きている人間と関連付けることで、生存している個人が識別できる場合は、死者の場合でも個人情報になるとの解釈か。

遠藤委員 少し違うと思う。例えば死者の生年月日は、遺族とは全く関係ないから保護されないと思う。総務省のただし書は、相続財産等の中に遺族の氏名があることなどかなり限定的だ。それは、遺族の氏名があるのだから明らかに個人情報になる。そういった例外である。

須賀会長 具体的な例として、野田市では、関東大震災の事例では、関係者が既に亡くなっているわけだが、ところが、京都市などのケースでは、調べにくく公表できないものとして議論をさけているということがあると思うのだが、これは現在の生存者との関連がオーバーラップすると思う。

今村副市長 日下部主査からは、死者に関する情報については、法では明記されているが、条例には明記されていないため、その辺りを整理した方がいいのではないか、という話であり、死者の情報が、遠藤委員の話したような総務省の見解にまで踏み込むような説明を受けていません。基本的に国が個人情報ではないとはっきり言っており、条例で個人情報として扱おうと明記されていないのであれば、個人情報ではないと考える方が素直であると思います。ただし、遠藤委員の言うように相続の関係で遺族の特定ができるような場合には、死者の情報であると同時に遺族の情報であるというようなことのあるのであれば、条例にその辺をきちんと書くか、運用でやるのか、今後検討していこうと思います。

遠藤委員 具体例で言えば、野田市は江戸時代から醤油が盛んであり、そこから発展していったが、キッコーマンの創業者が誰か書けないなんてはずはない。

秦野委員 NHKでもそういった番組がある。

遠藤委員 遺族の同意がなければ書けないといったことはないと思う。

秦野委員 中身の問題もある。NHKの番組でも、生存している遺族の了解のもとに放送するものもあると思う。しかし、歴史的事実としてというものもあると思う。中身によって違うのでは。

遠藤委員 死者に対する名誉棄損はあるのかという法律問題の観点からのチェックはある。しかし、それも一般的にはないとされている。ただし、遺族の名誉棄損の問題もある。

須賀会長 故人の伝記が書けなくなるのではないかと危惧している作家もいる。ただ、今言ったように周知の事実であれば、あまり考慮する必要はないということでしょう。基本的には名誉棄損とかそういったことでなければ個人情報に当たらないとなるのか、その辺の線引きはできるのか。

秦野委員 例えばそういった個人情報の規定がないと名誉棄損が成り立たないといったことはあるのか。

遠藤委員 関係はないとは思いますが、秘密にされるべき情報が公開されたら、というのは個人情報なので関係あるかもしれない。

須賀会長 市はどう考えているか。

今村副市長 条例に該当すると書いてなければ、個人情報に当たらないと条文を読むと私は考えていますが、日下部主査はあいまいだと。個人の情報であっても、遺族の個人情報を特定するような情報は個人情報に当たると、ただし書に入れるということも検討していくべきかと思います。

遠藤委員 制定は条例の方が先ではなかったか。国の法律を意識して条例が作られているわけではないと思うが。

今村副市長 普通は法律が後にできれば、法に反する条例にはできないので、改正などをすることになります。

遠藤委員 それは発案する議会の問題かと思う。また、総務省のホームページにあるのは、遺族が特定されたから駄目だというわけではなく、死者の情報の中に遺族の個人の情報が同時に出ているという場合を指している。推測できれば特定できるという場合ではない。だから、かなり限られていると思う。

須賀会長 条例を改正する意識はないということか。

今村副市長 基本的には運用の見直しですが、必要があれば条例を改正します。

須賀会長 死者の個人情報も保護されるべきか、委員はどう思うか。

秦野委員 国にはないものだから、独自に条例で決めるということになるか。

須賀会長 ケースバイケースにするか、はっきり定義するか。

日下部主査 様々な意見を伺いながら検討していきたいと思います。

須賀会長 ほかに意見はあるか。事務局は何か課題があるか。

今村副市長 届出の事務の単位はここに限らず、今の単位は広いものと狭いものとわかれていますので、ある程度の基準は示す必要があるのかと思います。今

後、検討しなければならないと思っています。

(2)「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について

「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について総務課の担当者から説明を受けた。

遠藤委員 前回、委員が提案した意見がかなり反映されていると感じる。

今村副市長 内容については、とりあえず今日の時点です承ということで、全体的な流れの中で見直すことは可能です

秦野委員 表現の難しいところもあったと思うが、内容としては良い。

須賀会長 ほかに意見はあるか。ないようであれば、配布の案で承認することで決定する。

議題が終了したため、本日の審査会は終了とする。

以上